

座間市マスコットキャラクター「ざまりん」 「X」 運用要領

(目的)

第1条 X(以下、エックスという。)を活用した座間市マスコットキャラクター「ざまりん」(以下、ざまりんという。)の情報、座間市の魅力を高めることができる情報等の発信を行い、利用者と共有する。

(エックスとは)

第2条 エックスとは、X社が提供するサービスで、情報をインターネット上に公開することにより、利用者が情報を取得し、共有できるものである。

(アカウント)

第3条 ざまりん公式アカウントを一つ設置し、管理や運用は座間市マスコットキャラクター主管課が行うものとする。

2 アカウント名は「@zamarinofficial」とする。

3 ざまりん公式アカウントの運用管理責任者は座間市マスコットキャラクター主管課長とする。

4 ざまりん公式アカウントのパスワード等は運用管理責任者が利用を認めた職員等でのみ使用する。

(投稿)

第4条 投稿は以下の情報等を発信する。

(1) ざまりんに関する情報

(2) 市の施策、事業に関する情報

(3) 市が主催、共催するイベントの情報

(4) その他運用管理責任者が許可した情報

(フォロー)

第5条 ざまりんからのフォローは原則行わない。ただし、次のアカウントについて、特に運用管理責任者が必要と認めるものはこの限りでない。

ア 国または地方公共団体

イ 市とイベントなどを共催する団体

ウ 市の施設等を管理している公共性の高い団体

エ 市の情報発信の充実、拡大が期待できる団体、個人等

オ 他自治体等のキャラクター

(リプライ)

第6条 可能な範囲でリプライ(以下、返信という。)を行うが、全てに返信するものではない。

(リポスト)

第7条 市、ざまりんに関連のある情報、公益性の高い情報であると判断した場合のみリポストする。

(トラブル対応)

第8条 ざまりんが投稿した内容に誤りがあった場合は、速やかに、訂正等の対応をするものとする。

2 想定を超える非難、批判、誹謗、中傷等のコメントが殺到する状態（炎上状態）になった場合は、必要に応じて説明、訂正等の対応を行うものとする。

3 ざまりん公式アカウントが乗っ取られた時や成りすましを発見したときは、運営会社に連絡し、速やかに、対応するものとする。

(遵守事項)

第9条 制限事項等については、座間市ホームページ管理運用要綱を準用するものとする。

(その他)

第10条 エックスに関し、必要が生じたときは、その運用を停止し、アカウントを削除するものとする。この場合において、市ホームページでその旨を公表するものとする。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。